

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第6号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の93以上100分の150以下</u>（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の119以上100分の190以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の82.5以上100分の93未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の105.5以上100分の119未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の72</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の92</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の72未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の92未満</u>）</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の95.5以上100分の155以下</u>（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の121.5以上100分の195以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の85以上100分の95.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の108以上100分の121.5未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の74.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の94.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の74.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の94.5未満</u>）</p>
2 略	2 略
<p>第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

2 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

職	割合
略 局長（出納局長を除く。） <u>知事公室長</u>	略
※理事 略 議会事務局長	
監査委員事務局長	
略 東京事務所長 <u>消防学校長</u>	略
略 政策調整監 会計管理者 <u>人事委員会事務局長</u>	略
※教育次長 略	
略 教育次長 参事官 略	略
略	

2 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

職	割合
略 局長（出納局長を除く。）	100分の25
※理事 略 議会事務局長 <u>人事委員会事務局長</u> 監査委員事務局長	
略 東京事務所長	100分の20
略 政策調整監 <u>知事公室長</u> 会計管理者	100分の15
※教育次長 略	
略 教育次長 <u>図書館長</u> 参事官 略	100分の10
※印の付されている職のうち、右欄に掲げる割合が100分の25である職及び100分の15である職にあっては給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）別表第1の区分欄に定める区分が2種又は3種である場合、右欄に掲げる割合が100分の10である職にあっては規則別表第1の区分欄に定める区分が4種である場合又は職務の級が行政職給料表8級である場合に限る。	

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。